

入札監理小委員会  
第164回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第164回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成23年5月10日（火）17:07～17:56

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）審議

○国税局の電話相談センター相談業務（国税庁）

2. 事業の評価（案）等について

○経済産業研究所データベース業務（（独）経済産業研究所）

3 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、石村専門委員

（国税庁）

長官官房税務相談官室 菅野主任税務相談官、宮澤税務相談官

（（独）経済産業研究所）

研究グループ 富田研究コーディネーター、金子研究調整副ディレクター

○樫谷主査 それでは、ただいまから第164回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国税庁の「国税局電話相談センター相談業務」の実施要項（案）、独立行政法人経済産業研究所の「経済産業研究所データベース業務」の実施状況及び事業の評価（案）等について審議を行います。

はじめに、「国税局電話相談センター相談業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国税庁の菅野主任税務相談官に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について、15分程度で御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○菅野主任税務相談官 国税庁主任税務相談官の菅野と申します。よろしくお願いいたします。

国税局電話相談センターにおける相談業務に関する民間競争入札実施要項（案）につきましては、3月16日から書面審議をいただきまして、委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえて見直しを行った後に、4月1日～20日まで、20日間パブリックコメントを実施したところでございます。パブリックコメントでは、4名の方から23件の御意見をいただきまして、実施要項（案）について、必要な見直し、それから、検討を行ったところでございます。

本日は、パブリックコメントに寄せられました御意見に対する国税庁の考え方、それから、実施要項（案）の修正につきまして、委員の皆様方に御審議いただきたいと考えております。詳細につきましては、宮澤から説明させていただきますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○宮澤税務相談官 税務相談官の宮澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、書面審議の指摘事項への対応とパブリックコメントへの対応につきまして、説明をさせていただきます。

まずはじめに、前回の書面審議における指摘事項等への対応でございます。実施要項（案）の2ページ、3ページに記載されております、公共サービスの内容及び確保されるべき公共サービスの質、これは95%以上の電話を処理していただくとか、利用者アンケート調査で、「良い」「やや良い」「普通」の評価を合わせまして80%以上ということを設定しているのですけれども、これに関しまして、公共サービスの内容を踏まえ適切な設定となっているか、公共サービスの質を適切に把握する仕組みとなっているかということでございます。

まず、要求水準の前提となります公共サービスの質として、業務処理体制、管理体制及び研修体制を整えまして、業務の適正かつ確実な履行を求める項目を設定するとともに、業務の実施状況につきまして、業務報告書等でモニタリングを行うこととしております。

また、アンケートに関しましては、12月及び3月に1週間程度行うこととしておりますけれども、状況に応じて、期間延長等によりまして、回答者の確保に努めることとしております。

なお、利用者アンケートにつきましては、オペレーターにつながってからの対応状況についてのアンケート調査であることを明確にすべきという御指摘がございましたので、その御指摘を踏まえまして、31ページの別紙5ですけれども、アンケート用音声ガイダンス（案）の冒頭に「オペレーターの対応についての」という文言を追加させていただきました。

次に、落札者決定の評価基準、これは実施要項（案）の5～8ページ、それから、別紙6でございます。これにつきましては、公共サービスの質を維持する観点から不足のないものとなっているか、創意工夫が期待される項目について加点評価が行われるかということについてでございますけれども、業務の適正かつ確実な実施を求めるため、必須項目120点、加点項目80点ということで、総合評価方式で落札者を決定することとしております。加点項目につきましては、適正な業務、接遇を行うための業務処理体制、それから、税及び税務相談体制に関する研修計画の提案につきまして、より過重を置くとともに、サービス向上に資する観点から、自己モニタリングの提案を設定しております。

なお、別紙6の評価の基準の加点項目審査につきまして、税務相談体制に関する知識を有する者の配置が具体的に提案され、かつ効果的なものであるかということの内容にしておりますけれども、そういったことを加点項目審査の内容にしますと、税務署で勤務した者に限定されてしまうのではないかという御指摘がございましたので、この御指摘を踏まえまして、加点項目審査から税務相談体制に関する知識を有する者の配置という内容は削除いたしました。

続きまして、情報の開示でございます。民間事業者が業務量を把握できる内容となっているかという点についてでございますけれども、別紙8-1で、これまでの電話相談業務の実施の経過を明記いたしまして、別紙4で、本委託業務の範囲となる着信本数の推移を明記しまして、さらに、参考情報としまして、平成22年度の着信本数を明記いたしました。

また、従来の実施に要した人員につきましては、平成21年に民間委託を実施した際の電話処理のデータ、1本当たり2.5分を基準にして算定しまして、これに基づいて人件費も算定しております。

なお、24ページの別紙4-1と変更になりましたけれども、平成22年度につきましては、前回審議の際に、データが記載できませんでした平成23年3月分の着信本数を追加記載いたしました。

以上が、前回の書面審議の指摘事項への対応等についての説明でございます。

続きまして、パブリックコメントへの対応ですけれども、全部で23項目ございます。時間も限られておりますので、その中で、実施要項（案）を修正した項目を中心に説明をさせていただきます。

まず、パブリックコメントの番号でいきますとNo.2になります。意見の内容としますと、「災害等で、上野合同庁舎のコールセンター機能が停止し、業務が履行できない場合、どのような対応を考えているのでしょうか。また、コールセンター機能が停止した場合のB

CPプラン（事業継続計画）について提案範囲としてはいかがでしょうか。」という御意見がございました。

実施要項18ページの別紙3に記載されております業務内容には、税務署に転送する業務とか、電話相談センターの税務相談官に転送する業務が含まれておりますけれども、これらの転送業務を含む委託業務が実施可能な場所は、現在の電話相談システムの仕様上、今回の業務の履行対象場所にしております上野合同庁舎もしくは神田庁舎（神田税務署）の2か所に限定されております。したがって、災害で上野合同庁舎での業務ができない場合には、神田庁舎でやらざるを得ないのですが、神田庁舎も場所等の制約がございますので、神田庁舎での履行場所の確保が整うまでの間は、委託業務を中止せざるを得ないものと考えております。

また書きのところでございますけれども、コールセンター機能が停止した場合の事業継続計画を提案範囲としてはいかがかということがございますけれども、今説明しましたとおり、災害等で上野合同庁舎での業務ができない場合には、神田庁舎での履行場所が整うまでの間は、業務を中止せざるを得ないということであり、これ自体がそもそも電話相談システム全体の仕様にかかわる中身でございますので、これを本委託業務の落札者決定の加点項目審査とするのは適当ではないと考えているところでございます。

次にNo.3でございますけれども、御意見の中身としますと、「今まで行政が行っていたことを単に委託するのであれば、国税職員の人数が減らない限り、新たなコスト増となるため、委託した場合の費用対効果はもちろん、公務員の数をどの程度減らしていくのか、工程表を示していただきたい。」ということがございますけれども、これに対する考え方は、「本民間競争入札は、民間事業者による対応が可能な相談業務について、民間事業者の創意工夫等を活用することにより、税務相談官が本来対応すべき税務相談により多く従事することが可能になります。その結果、公共サービスの質の向上を図ることが期待でき、相談事務全体の底上げにつながるものと考えております。」ということがございます。なお書きとしまして、「実施要項14ページに記載しましたとおり、委託業務の実施状況については、年度ごとに取りまとめて公表する。」ことを記載しております。

続きまして、No.4でございます。「時間帯別、日別のコールデータを御提供いただけないか。」ということがございます。月別のデータは示しておりましたけれども、こういった御意見があったことを踏まえまして、別紙4-2を新たに追加しまして、電話相談本数の日別データ、これは最新の平成22年11月から平成23年3月までの日別のデータを追加いたしました。さらに、時間帯別のデータということで、これは市場化テストのためにデータを取っていたわけではないのですが、他の業務の関係でサンプル的に時間帯別のデータを取っていたものがございましたので、平成22年9月分のデータですけれども、別紙4-3として、時間帯別データを掲載いたしました。

続きまして、No.7でございます。「利用者アンケート調査は現状も実施しているのでしょうか。実施しているのであれば、現状のアンケート結果を開示いただくことは可能でし

ようか。」でございます。現状としまして、オペレーターが対応する相談業務につきましては、利用者アンケート調査は実施しておりませんが、税務相談官が対応する相談業務につきましては、実績の評価における業績指標となっております。そちらの方で、電話相談の満足度ということでアンケート調査を実施しております。平成21年度の満足度につきましては、92.9%となっております。今説明しましたように、オペレーターのものについては実施していないということでございます。

次にNo.9でございます。御意見としましては「税理士法第52条により、入札参加資格を税理士又は税理士法人に限定するべきである。」でございます。考え方としては、実施要項18ページの別紙3に委託業務の内容が書いてございますけれども、これはいずれも税理士法第2条に規定する税務相談には該当しません。このため、税理士法第52条の問題は生じず、入札参加資格を税理士等に限定する必要はありませんということで、なお書きとして、「実施要項に、本委託業務は税理士資格を必要とするものではないということを追加させていただく。」ということでございます。

税理士法第52条は、税理士または税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならないと規定しています。この税理士業務は何かといいますと、税理士法第2条に書いてございまして、大きく分けて3点です。税務代理、それから、税務書類の作成、税務相談というこの3つが税理士業務でございまして、この御意見をいただいた方は、中身を見て、これは税務相談に該当するものなので、税理士もしくは税理士法人に限定すべきではないかという御意見をいただいたものだと思っておりますけれども、先ほど説明しましたとおり、本委託業務の内容は、税理士法第2条に規定する税務相談には該当しませんということで、実施要項（案）に、税理士資格を必要とするものではないという内容を追記するという事を考えております。

続きまして、No.14でございます。これも税理士法の関係でございまして、意見としますと「委託業務遂行に必要な税知識及び税務相談体制に関する知識を習得させるための研修を実施とあるが、オペレーターが実施要項18ページ記載の委託内容から逸脱して『税務相談』に応じることのないようにということを記載してほしい。」という意見でございます。

これにつきましては、別紙3に記載されている委託業務の内容には税務相談は含まれておりませんが、御意見を踏まえまして、実施要項（案）の最後に、「本委託業務に従事する者は、税理士法第2条第1項第3号に規定する税務相談を行わないこと」を追記させていただきたいと考えてます。さらに、受託事業者には、定められた委託業務内容を適正かつ確実に実施するように指示を徹底することと、「税理士法第2条に規定する税務相談」とか、「委託業務遂行に必要な税知識」という内容につきましては、入札説明会におきまして説明をさせていただきたいと考えております。

次にNo.15でございます。「メモ等を廃棄するBOX、シュレッダーは御用意いただけるのか」という御意見でございますけれども、考え方としては、当方で用意させていただくものは、電話回線、電話機26台、電話交換機設備、それから、パソコン1台とプリンター1台は御

用意しますけれども、それ以外は、基本的に受託事業者の方で用意していただきますということでございます。なお、実施要項(案)にプリンターの部分が漏れておりましたので、そこを追記させていただきたいということでございます。

簡単ではございますが、私の方からは以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問がございましたら、御発言いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○石村専門委員 先ほどのNo.14で「税務相談を行わないこと」、特にここはきちんと説明しておかないと、この内容を見たときに、恐らく税理士法人がやるのだろうなと私は思ったのです。ただ、よくよく御説明をお聞きすると、絶対に禁止なんだというのをしっかり明記しておかないと、特に税理士法人、税理士の方は逆に勘違いされる。恐らく一番トラブルになる可能性があるのはこの箇所ではないかと思えますので、そこを一応確認という意味でお願いしたいと思えます。

○菅野主任税務相談官 そこは、説明会等でもきちんと説明をさせていただきますし、今回、実施要項にも追加をさせていただきましたので、そこはきちんと説明をするという対応をしたいと思えます。

○樫谷主査 これは、要するに、ここに「税務相談業務を行わないこと」と書いてあるけれども、むしろ、意味としては、行ってはいかんということですね。

○菅野主任税務相談官 はい。

○樫谷主査 例えば税理士法人が受けたとしても、行ってはいけないということですよ。

○菅野主任税務相談官 はい。

○樫谷主査 こんなことは起こってはいけないのですが、今のA-3の資料のパブリックコメントのNo.2で、災害等で中止したときの受託事業者に対するお金の支払はどうなるのですか。国税の都合でというのではないのでしょうか。中止せざるを得なかったといったときのお金の支払ですが。

○宮澤税務相談官 実施要項(案)の11ページの上から7行目で「ロ 委託業務の開始、中止及び終了」がありまして、(ロ)のなお書きのところですが、「なお、受託事業者の責めに帰することのできない事情により委託業務を中止する場合には、当該月の委託費(毎月、委託費の額の月割りの額を支給)を日割計算にて支給するものとする。」ということで、受託事業者の責めに帰することのできない事情により業務を中止する場合のお金の支払につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。

○樫谷主査 要するに、やめているときは、やった日だけ日割でやりますと。

○宮澤税務相談官 はい、そうです。

○樫谷主査 受託事業者の責めに帰するわけではないけれども、できない場合は報酬は払いませんということですね。

○宮澤税務相談官 はい、そうです。

○榎谷主査 これは確かにそのとおりと言えはそのとおりなんですけど、どうしても業者としては固定費はかかりますよね、ある程度のコストは。つまり、要員の確保もある程度しておかなければいけない事情があるので、もちろん受託事業者の都合であれば当たり前の話ですが、こういうときの対応で1か月、2か月、そんなに長くあってはいけないのですが、そういうときに日割でやった日だけ支払いますよというのはどうなのかなという感じがするのですが。固定費、あと要員の確保は当然しないといけない。皆さんパートでやるのであれば、コストは基本的にかからないのでいいのですが、パートでない場合は、一定のコストがかかるので、そこはどうなのかなと。これはどうなんですかね、事務局としてはどうですか。他のところと比べてみてどうなんですかね。

○事務局 この部分を厳密に他の実施要項と比べたわけではないのですが、中止している間に払うというのはあんまりなかったように思いますので、そこはちょっと確認します。

○榎谷主査 民間事業者のコストとの関係で、こういうことが100年に1回起こるかもわからないけれども、起こらないという想定でいいとは思うのですけどね。地震のときとか。

○事務局 もし、違うような規定ぶりとかがあるようでしたら、また、改めて説明します。

○榎谷主査 災害でなくても、システムトラブルでできなかったというときですね。

例えば1時間止まったからといっても、それは日割で払うという話ですよ。

○宮澤税務相談官 はい。

想定されるのは本当に大規模な災害なのかなと。もともと上野合同庁舎は8階建てのビルですので、そこが本当に電源を含めてやられてしまうということになりますと、相当大規模な停電とか、そういうものが起きるような感じかなと思っております。

○榎谷主査 電話が通じにくいという事態が起こるのかわからないけれども、例の95%の話とは関係はないのですか。電話が通じにくいというのは。

○宮澤税務相談官 基本的に、95%というのは、電話がつながった本数のうちの95%ですので、仮につながりにくくなれば、その分母自体が少なくなってくるということです。

○榎谷主査 プープーと鳴っているやつは、それはどういうふうになるんですか。

○宮澤税務相談官 基本的に、電話相談センターに電話がつながった本数が分母となります。つながった電話全部ではなくて、2ndガイダンスで、2番の「源泉徴収」とか、6番の「その他」の部分が対象ですけれども、そういった2番とか6番を選択されたもので、つながった電話のうちの95%について、対応をしていただくという形でございます。

○榎谷主査 私は誤解していました。特に国税ではないけれども、それ以外のところへかけたときに、いつも話し中になっているところがありますね。ああいう状況かなと思ったら、そうではないのですね。

○宮澤税務相談官 11月から3月ですので、電話相談の繁忙期でもあるのですが、基本的に、今回、95%の分母にするのは、実際につながった本数です。別紙4-1などに書いてあるのは着信本数であり、実際に電話相談センターにつながった本数をベースにし



ております。

○樫谷主査 話し中は関係ないということですね。

○宮澤税務相談官 はい。

○樫谷主査 そうですか。わかりました。それはそうですよね。それは事業者の責任ではないわけですからね。

といいますのは、1件当たりの回答が2.5分と書いてありますが、だらだら時間をかけて3分もかかってしまって、その結果、話し中ばかりだったということが起こり得るのかなと。先ほど議論したときに、対応が1～2分で終わるところを、3～5分かかってしまって、だから、すべての回線がふさがって、話し中、話し中になっているというように思ったんですが、そうではないということですね。

○宮澤税務相談官 はい。

○樫谷主査 わかりました。着信本数というのはそういう意味だということですね。

○宮澤税務相談官 はい。

○樫谷主査 実施要項の落札者の決定のポイントの中で、32ページを見た範囲では、別に税理士法人だから特別に有利だということではないですね。税務の知識があるということで、それが加点項目で税理士法人で税務の知識が多いから、だから点数が上がるという状況にはなっていないということですね。

○宮澤税務相談官 はい、そうです。

○樫谷主査 わかりました。

それから、今の評点のところの実施要項（案）の32ページです。別紙6で説明いただいたところなのかもしれませんが、加点項目の中の項番の12番ですね。「電話相談対応業務についての実務経験を有する者の配置及び委託業務遂行に必要な税知識を有する者の配置が具体的に提案され」というのは税理士とか税理士法人が有利だということですか。あるいは、国税のOBの方がの方が有利だということですか。

○宮澤税務相談官 ここで、その書きぶりがちょっとどうかなというところもあるかもしれませんが、ここで言っているのは、「委託業務遂行に必要な税知識」ということでございまして、あくまで税務相談の範疇ではない部分の委託業務遂行に必要な税知識ということなんです。これは入札説明会でも説明すべきことなのでしょうけれども、例えば税務相談官に転送する場合に、税務相談官は、基本的に税目別に対応をしておりますので、所得税担当の方、法人税担当の方などがおりますので、例えば、電話を税務相談官に転送する際に、電話を受けた内容が例えば医療費控除であれば、それは所得税の話ですとか、そういう程度の知識は持っていただかなければいけないのかなというイメージです。税務相談には至らないけれども、必要な税知識をある程度備えた方を配置いただくというところを加点項目に加えてあります。

○樫谷主査 これはどうなんですか。必須項目の中の必要な税知識ですが、必要な知識を有する者の配置が具体的にというのは、既に提案する段階でそういう知識を持っていなけ

ればいけないということですかね。どういうことを意味しているのですかね。これは、落札した後、研修をすればできますね。

○宮澤税務相談官 はい。

○樫谷主査 ただし、この12番は、その研修の前に、既にそういう人材が全員でなくてもある程度いますということなんですかね。

○宮澤税務相談官 そういう人材もいればということです。

○樫谷主査 ということですね。全員でなくても、いますということなんですね。

○宮澤税務相談官 はい。

○樫谷主査 それはそうですね。加点だからそういうことなんですかね。

わかりました。よろしいですかね。

事務局から何かありますか。

○事務局 先ほどの委託費のところは、基本的には、御説明いただいたとおりかと思うのですが、他の実施要項の記載ぶりも含めてちょっと確認をして、委員及び国税庁に御説明させていただければと思っております。

○樫谷主査 わかりました。

それでは、時間となりましたので、「国税局電話相談センター相談業務」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきますと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議は、今のことを除きまして、おおむね終了したものととして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○石村専門委員 はい。

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付させていただきます。

また、国税庁におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

（国税庁退席、経済産業研究所入室）

○樫谷主査 続きまして、「経済産業研究所データベース業務」の実施状況及び事業評価（案）について審議を行います。

本事業につきましては、平成21年12月から平成24年2月までの2年3か月の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところでございますが、まずは事業の実施

状況について、独立行政法人経済産業研究所研究グループ富田研究コーディネーターより御説明を10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○富田研究コーディネーター 経済産業研究所の富田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、経済産業研究所のデータベース事業の実施の状況について御説明をさせていただきます。

今、御紹介がございましたように、本事業は、平成21年12月から24年2月末まで2年3か月強の事業でございます。事業の概要の最初に記載がございますように、こちらは、日本の産業生産性データベース、我々、JIPデータベースと呼んでおりますけれども、こちらの基礎資料の収集及び入力作業、そして、もう一つはRIETI-TID（貿易に関するデータベース）のデータ加工の2つの業務で、2つあわせて一つの事業としてやらせていただいております。

受託事業者は、価値総合研究所でございます。契約金額29,460,000円で、トータル2年3か月の金額でございます。

2 ページ目の、具体的な事業の確保されるべき質の達成状況、業務の実施状況及び評価について御説明をさせていただきます。

本事業2年度分の中間段階での評価になりますけれども、最初に1.でございますが、これはJIPの基礎資料と、RIETI-TIDの基礎となる統計データの入手を誤りなくやっていたかどうかについては、JIP、RIETI-TIDいずれも統計データの入手は誤りなく実施されております。こちらについては、問題ございません。

2.でございますが、JIP基礎資料の集めてきたデータを適切に入力する作業でございますけれども、ここの部分で、21年度初年度に若干ミスがございました。何度かに分けてデータを納品していただくのですけれども、第3回目のときに、データの一部に入力の過誤が見つかりました。これは非常に細かい労働に関するデータ、賃金センサスのデータを過去30年分ぐらい持つてくるという、初年度だけに発生する作業ですけれども、そのうちの2年度分につきまして、重複入力が発生してしまいました。これは非常に単純なミスに基づくものでありました。複数の方が入力をしていたのですが、入力元のデータの間違いに気がつかずに入力してしまったということでもあります。そのデータ入力ミスの再検証・再納品については、後ほど、また御説明をさせていただきます。

評価としましては、初年度そういうことで実施事業者がデータ入力を誤ったということでございますけれども、専門の入力業者でないことも若干影響しているのかもしれないのですけれども、非常に初歩的なケアレスミスということで、この辺は、後ほど御説明しますけれども、かなりきつく再発防止を業者の方にもお願ひを致しました。

3 ページ目の3.でございますが、RIETI-TIDにつきましては、加工及びデータベース化、その公開、これは3段階の作業になっておりますけれども、いずれも過誤なく、適切に行われております。

4 ページ目に移っていただきまして、先ほどのJIPのデータベースの事後処理と申しますか、再検証、データ修正後の再納品について御説明させていただきます。ミスの原因は、単純な入力ミスでございます。入力元のデータを取り違えたことによりまして、それは複数の人が同時に入力、同じところをやっていたのでございますが、その入力元が間違えていることを複数の人がお互いに気がつかなかったということで、非常に単純なケアレスミスということでありました。

対策といたしまして、相手の担当の方ともかなり検討をしまして、メモまでいろいろと出していただいたのですが、複数人が目視によって厳密に入力の元データを確認することを遵守してもらうこと、あとは、エクセルの計算機能を使ってチェックを厳密にやっていたとというようなことで対策をしていただくということで、今後とも、その点は気をつけてくださいということで、今回はデータそのものも全部出し直していただきましたので、良しとしたということでございます。

22年度、2年目につきましては、そういう対策も奏功しまして、特に入力ミスは発生してございません。

5 ページの5. でございますが、スケジュールに関しては、非常に厳密に遵守されておるという状況であります。

実施経費につきましても、トータルでは、かなりの金額の削減になってございます。

最後に、6 ページの「評価のまとめ」でございます。JIPにつきましては、確保すべき対象公共サービスの質については、入力ミスが残念ながら1年目に発生してしまったということでございますけれども、業者がかなり適切に対応していただいたということで、スケジュールも厳守されたので、その点は非常に評価できるかなということであります。

RIETI-TIDにつきましては、こちらは対象国の変更等があった作業も発生しておりますけれども、適切に対処していただきまして、スケジュールも早めに納品ということでやっていただきました。トータルとしては、確保すべき対象公共サービスの質は確保できていると評価できると存じます。経費につきましても、実施期間直前に比べて、コスト削減につながっていると評価できると思います。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同事業の評価（案）につきまして、内閣府に5分程度で説明をお願いしたいと思います。

○公共サービス改革推進室 それでは、ただいまRIETIから報告のありました実施状況に基づきまして、内閣府の評価（案）について御説明いたします。

資料Bをお願いいたします。

事業の概要ですけれども、これは今説明がありました内容ですので、省略させていただきます。

2 ページ目の上のところで、受託事業者の決定ということで、今回は3者の応札があっ

たということで、十分な競争が確保されておりますけれども、今回の落札が経費の節減につながっているのではないかと考えております。

評価のところですが、今回の評価は、最初の21年度と22年度の2年度分のデータベースの納品についての評価でございます。

評価の内容ですが、今説明がありましたように、平成21年度分について、JIPのデータにつきまして、4回に分けて納品されるうちの1回だけがデータの入力に過誤があったことがありましたけれども、そもそも確保すべきサービスの質の中で、納品後、契約期間内に誤りが確認された場合には、民間事業者はすべてのデータを再検証した上で、誤りを修正し、再度納品することということがありまして、これを着実に守って、きちんと対応をして納品しているということで、3ページ目に行きまして、評価ですが、平成21年度分のJIP基礎資料のデータ入力において、一部入力過誤が発生したが、RIETIの再納品依頼に適切に対応するとともに、RIETIの依頼による入力ミスの原因の究明、及び今後の対策の策定に適切に対応し、以後、入力ミスは生じていない。なお、次期事業においては、入力ミス対策についても提案させることが望ましい。その他、確保すべき対象公共サービスの質は、いずれも達成された。したがって、平成23年度分についても、確保されるべき対象公共サービスの質は達成されるものと期待できるということです。

それから、経費について、1年度分の実施経費、これは落札額のうち21年度分と22年度分を既に払ったものがありますので、これを2で割って半分にしまして1年分を計算して、これと従来の実施経費、これは20年度にかかった費用ですが、これを比較しましたところ、金額的に約1,000万ちょっと、率で言いますと13%ぐらい安くなっているということで、経費節減につながっているということでございます。

まとめとしましては、評価期間中に入力ミスが発生したが、適切な対応と再発防止策がとられており、その他の確保すべきサービスの質は達成されていることから、適切に事業が実施されていると評価できる。入札においては、それまで謝金として実施していたJIP基礎資料の収集・入力業務を含め、一般競争入札に変更したことなど、競争性を高めたことにより、3者の応札があり、十分な競争が確保されたことから、経費の節減につながったものと考えられる。

これから先の話ですが、次期事業においても、民間競争入札を実施し、契約期間を適切に拡大することにより、民間事業者の初期投資の回収と創意工夫の発揮を容易として、参入力を高めて、結果的に、さらなる経費節減が図られること、それから、RIETI側の契約事務コストも軽減になることから、実施すべきであると考えております。

以上でございます。

○榎谷主査 それでは、ただいまの経済産業研究所及び内閣府の御説明につきまして、何か御質問はございますか。

○石村専門委員 私から1点だけ。入力ミスというのは、つまり納品されたときに、再度、経済産業研究所の担当の方がチェックされたからわかったということなんですか。

○富田研究コーディネーター 実際、我々事務方で、いただいたデータを研究会のメンバーの先生方に見ていただくのですけれども、実際に先生方がそれを使う段になって、誤りに気がつかれました。そっくりそのまま同じ年のものが別の年のところに混じっていたものですから、それは容易に誤りだというのがわかったということでございます。一つひとつチェックしている手間を省くために業者に入力していただいているというのが本来のところでございますけれども、そこは、先生方が実際にデータを利用する際に、納品していただいた分でチェックしてみたところ、もう明らかに誤りだというのがわかったということでございます。

○石村専門委員 2年目には誤りがなかったということは、そのときには、万が一ということでチェックされたということですか。

○富田研究コーディネーター それも、先生方がお使いになるときに、納品されたものをお渡ししていて、それで、データを実際にプログラムでチェックして計算等をやりますので、異常値がないという、多分、飛びはねているようなところがないということで、そこはきちっとチェックをしていただいているということで考えております。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○樫谷主査 要するに、数字で縦横きちんと合わせるということですね。そうしたら、おかしなものは基本的にはないはずだということですね。

○富田研究コーディネーター 30年分のデータの入力は、最初の年だけでありまして、あとは、毎年1年分だけ更新していくという形なので、たまたま同じフォーマットのデータが30年分あったということで、誤ってしまったということのようです。

○樫谷主査 わかりました。

私の方は、特にありませんので、事務局の方から何かございますか。特にこの中で、事務局の方で指摘しているもので、次期事業においては、入力ミス対策についても提案を評価するということとか、契約期間の適切な拡大だとかというようなことについても記載してあるのですが、これは経済産業研究所としては、特に異存はないでしょうか。

○富田研究コーディネーター 契約期間が、2年から急に4年とか5年とかというふうになるかどうかはちょっと今のところは見えないところがございますけれども、多分、1年2年という同じような形の契約ということではオーケーということだと思います。

○樫谷主査 初期投資はそんなにかからないのですか。どうなんですかね。

○富田研究コーディネーター そもそもが、従来のデータ入力は大学院生などがやっていたものですから、コストも余り厳密に算出できるものではないのですけれども、過去に蓄積されてきた手入力データを今回一気にデータベースに載せたということなので、一度データベース化（電子データ化）してしまえば、コストとしては、それほど大きなものはかからないかなと思います。

○樫谷主査 1年分だけ追加する形になるということですか。

○富田研究コーディネーター そういうことになります。

○樫谷主査 わかりました。

例えば拡大したからといってそんなに。といいますのは、今後の経費削減。どこが創意工夫の余地があるのかなという感じがして、契約期間を拡大して、初期投資があつて、トータルのコストが下がりますということだと思ふんですが、どこに創意工夫の余地が出てきますか。

○富田研究コーディネーター 例えばデータそのものから言うと、毎年のように公表のフォーマットが変わったりしてしまつて、その分は入力フォーマットをこちらの方で準備して業者にお渡ししているのですけれども、その更改の方は、相変わらず手直しで中でやらないといけないということではありますので、そこは若干手間はかかるかなという感じはします。

○樫谷主査 それはRIETIの手間になるわけですね。

○富田研究コーディネーター そういうことでございます。

○樫谷主査 業者の方は、与えられた様式の中に入力するということですね。

○富田研究コーディネーター そういうことです。

○樫谷主査 わかりました。ありがとうございました。

事務局の方では、特によろしいですか。

○公共サービス改革推進室 特にございませぬ。

○樫谷主査 それでは、時間となりましたので、「経済産業研究所データベース業務」の事業評価（案）に関する審議は、これまでとさせていただきます。

内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえ、本評価（案）につきまして、経済産業研究所とさらに協議を行っていただき、その結果を当小委員会まで御報告いただくようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○石村専門委員 はい。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しましては、今後、私の方で調整を進めさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了します。

なお、次回開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。